

都市計画変更案 に関する説明会

～建築規制の変更に関する説明会～



特定整備路線放射2号線沿道 北側区間
(山手通り～荏原一丁目4番付近)

日時：令和2年12月8日(火)・10日(木)

場所：品川区立第一日野小学校



Shinagawa City

品川区

1

本日の説明項目

1. 本説明会の主旨
2. 都市計画変更の目的
3. 変更の内容
4. 変更案に対する意見書の提出方法
5. 今後の予定

2

1. 本説明会の主旨



3

2. 都市計画変更の目的

木密地域不燃化10年プロジェクト (東京都、H24.1)

木造住宅密集地域

● 首都直下
地震の切迫性

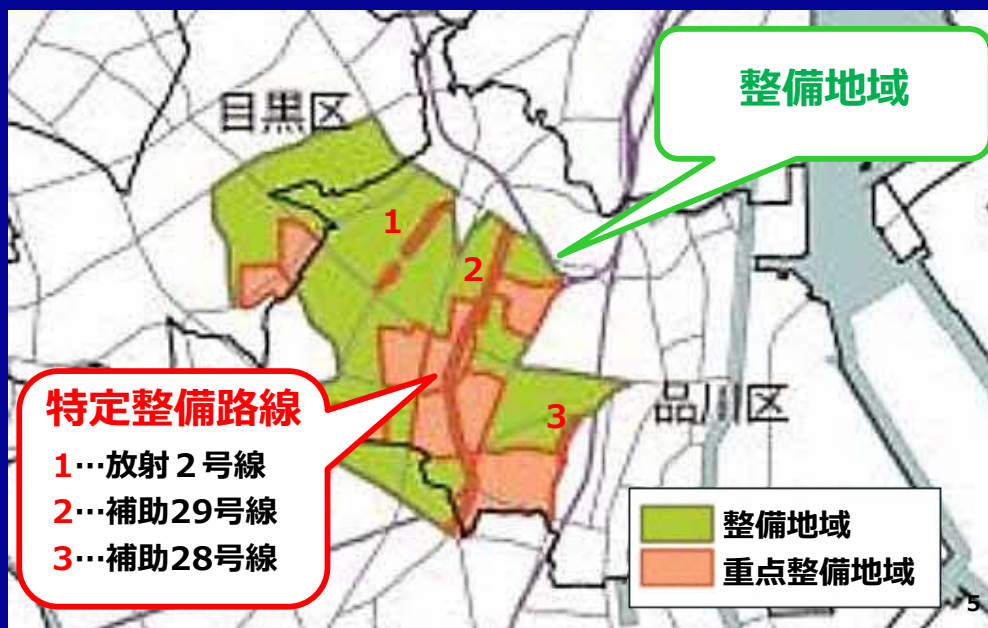
● 東日本大震災の
発生

燃え広がらないまち・燃えないまち

重点的・集中的な取組みを推進

4

2. 都市計画変更の目的



2. 都市計画変更の目的

「燃え広がらないまち・燃えないまち」

➤延焼遮断帯の形成や避難路、救護救援ルートへの創出

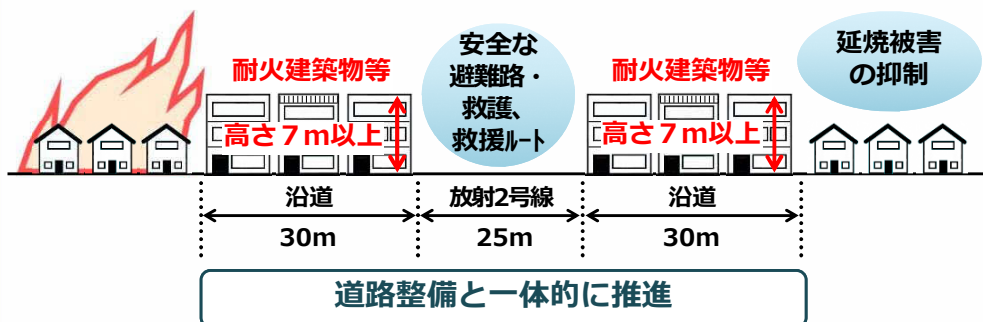


事業 期間	H27.1.28～R3.3.31
区間	西五反田七丁目 ～平塚橋交差点
延長	1,255m
幅員	25～33m (代表幅員:25m)

2. 都市計画変更の目的

「燃え広がらないまち・燃えないまち」
➤一定高さの確保と沿道建物の不燃化促進

高さ7m以上の燃えにくい建物（耐火建築物等）



7

2. 都市計画変更の目的

沿道30mの範囲にて都市計画を変更

- ・ 高さ7m以上の建物の誘導
→ ①「高度地区」の変更
- ・ 燃えにくい建物の誘導
→ ②「防火地域及び準防火地域」の変更

合わせて…

- ・ 容積率、建築可能な建物用途の見直し
→ ③「用途地域」の変更

ただし、なるべく今の住環境を維持できるようなまちづくりを考えて変更案を作成

※一部の区域において、現在沿道20mで指定されている用途地域を沿道30mまで拡大するのみ

8

高度地区とは？

建物の高さの制限

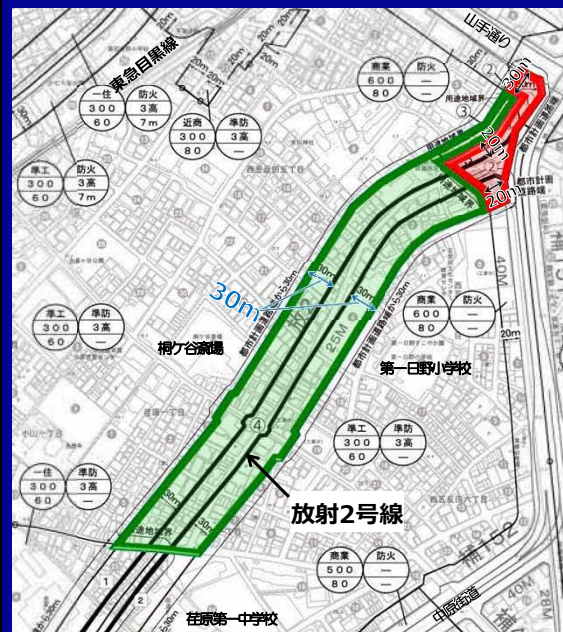
- 日照等の居住環境の保全
- まちなみの形成
- 延焼遮断帯の形成

なお、高度地区のほか

- ・ 建蔽率と容積率
- ・ 前面道路の反対側境界からの斜線（道路斜線）
- ・ 隣地境界からの斜線（隣地斜線）
- ・ 日影規制 などにより、建築物の高さには一定の制限がかけられています。

9

現在の指定状況



赤枠内
指定なし

緑枠内
第3種高度地区

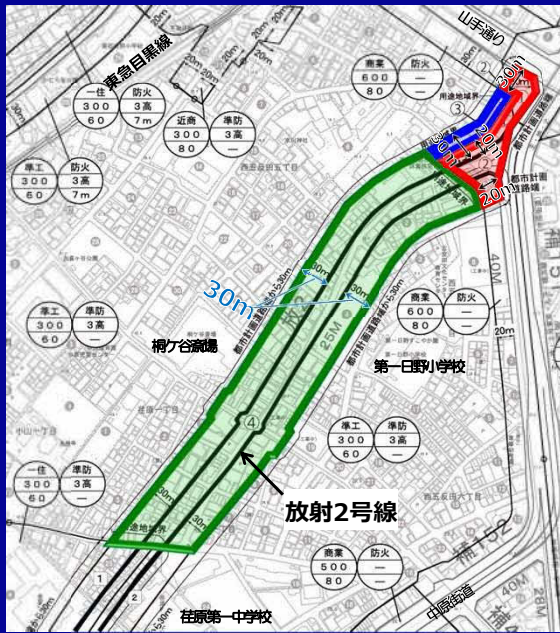
10

3. 変更の内容

①高度地区

②防火・準防火地域

③用途地域・特別工業地区



変更内容

赤枠内

指定なし

⇒ 最低限度高度地区7m

青枠内

第3種高度地区

⇒ 最低限度高度地区7m

緑枠内

第3種高度地区

+

最低限度高度地区7m

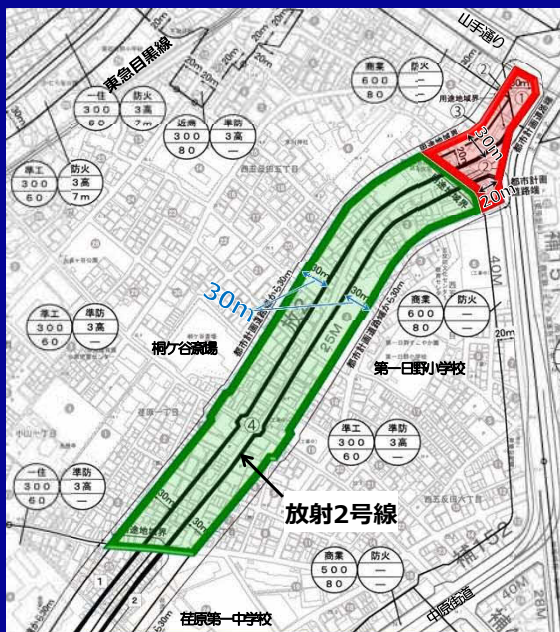
11

3. 変更の内容

①高度地区

②防火・準防火地域

③用途地域・特別工業地区



変更後

赤枠内

最低限度高度地区7m

緑枠内

第3種高度地区

+

最低限度高度地区7m

12

3. 変更の内容

①高度地区

②防火・準防火地域

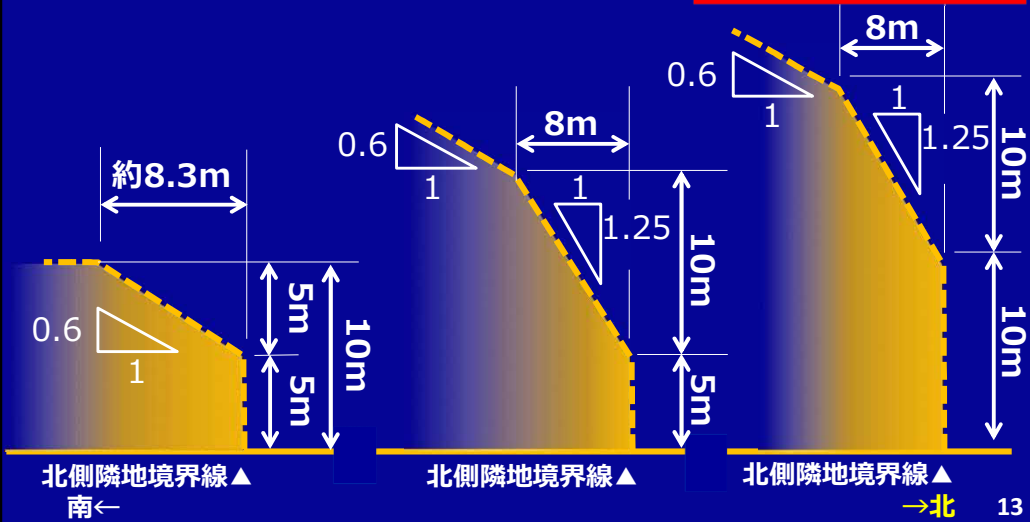
③用途地域・特別工業地区

高度地区（最高限度）

第1種高度地区

第2種高度地区

第3種高度地区



13

3. 変更の内容

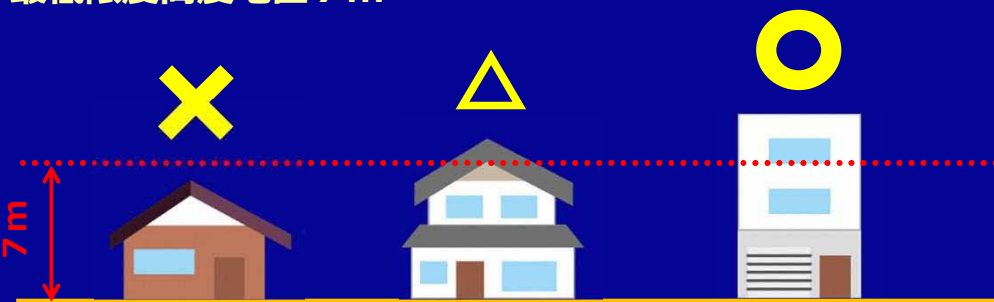
①高度地区

②防火・準防火地域

③用途地域・特別工業地区

高度地区（最低限度）

最低限度高度地区 7 m



×：建物の高さが7m未満の場合

△：建物の一部が7mを超えている場合

○：建物の高さが7m以上の場合

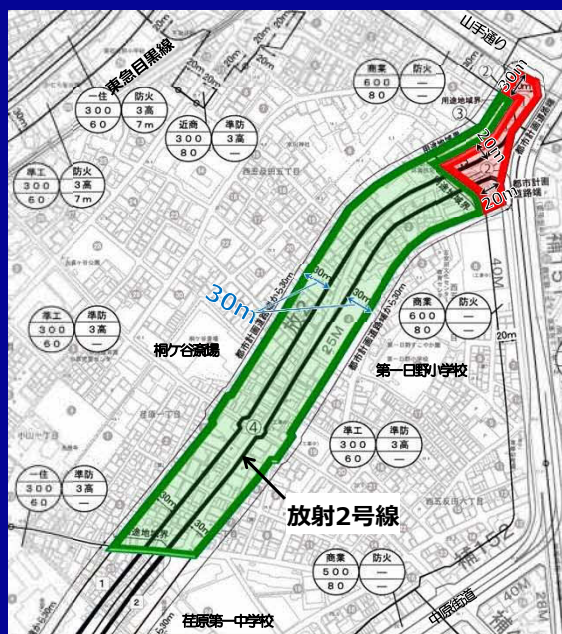
14

防火地域及び準防火地域とは？

建物の耐火性能に関する制限

- 建物の不燃化
- 延焼の抑制

15



現在の指定状況

赤枠内
防火地域

緑枠内
準防火地域

16



3. 変更の内容

①高度地区

②防火・準防火地域

③用途地域・特別工業地区

準防火地域と防火地域の違い

種別	準防火地域			防火地域	
延べ面積	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超	100㎡以下	100㎡超
階数					
4階以上	耐火建築物等			耐火建築物等	
3階	耐火建築物等、 準耐火建築物等			耐火建築物等	
2階以下	防火措置した 建築物			耐火建築物等、 準耐火建築物等	

19

3. 変更の内容

①高度地区

②防火・準防火地域

③用途地域・特別工業地区

(補足) 「新防火地域」について

- ・本地区内には、東京都の条例にて「新防火地域」が指定されている
- ・内容は、準防火地域 < 新防火地域 < 防火地域の順に強化される

種別	「新防火地域」		
延べ面積	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超
階数			
4階以上	耐火建築物等		
3階	耐火建築物等、 準耐火建築物等		
2階以下			



20

3. 変更の内容

①高度地区

②防火・準防火地域

③用途地域・特別工業地区

用途地域とは？

- 都市の環境保全や効率的な活動のため、建物の用途等に一定の制限を設ける地域
- 用途地域に指定されている地域では、建築物に以下の制限が設けられる

- 用途（建築物の使いみち）
- 建蔽率**（敷地面積に対する建築面積の割合）
- 容積率**（敷地面積に対する延床面積の割合）

このほか、建築物の高さ・形態に関する規制（道路斜線制限、隣地斜線制限、道路幅員による容積率低減、日影規制等）が、用途地域に応じて定められています。

21

3. 変更の内容

①高度地区

②防火・準防火地域

③用途地域・特別工業地区

【本地区で指定されている用途地域】

●商業地域



銀行、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や小規模の工場も立てられる。

●準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性があるまたは環境悪化の大きい工場以外の建物はほとんど建てられる。

本地区における「準工業地域」では、さらに建物用途を制限するため、用途地域に加え、以下の地区が指定されている。

■特別工業地区

準工業地域のうち、地場産業の保護育成と公害の防止を図る地区。工場の業種等が制限される。

3. 変更の内容

①高度地区

②防火・準防火地域

③用途地域・特別工業地区

【容積率】

- 容積率とは、敷地面積に対する延床面積の割合のこと
- ただし、前面道路が12m未満の場合、道路幅員による制限がかかる

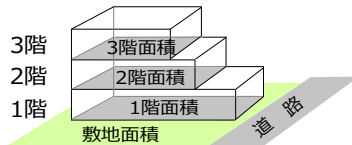
けんぺいりつ

【建蔽率】

- 建蔽率とは、敷地面積に対する建築面積の割合のこと。
- 防火地域内または準防火地域内で耐火建築物・準耐火建築物等を建てる場合などは緩和される。

●容積率の考え方

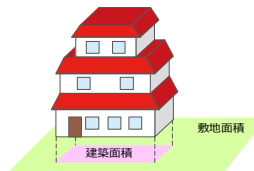
延べ面積=1階面積+2階面積+3階面積



容積率 (%) = (延べ面積 / 敷地面積) × 100

●建蔽率の考え方

建蔽率 (%) = (建築面積 / 敷地面積) × 100



23

3. 変更の内容

①高度地区

②防火・準防火地域

③用途地域・特別工業地区

現在の指定状況

赤枠内

商業地域

- ・建蔽率 80%
- ・容積率 700%

桃色枠内

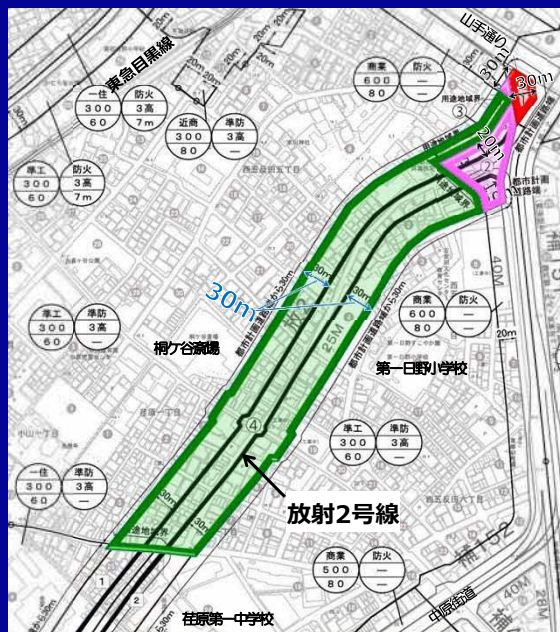
商業地域

- ・建蔽率 80%
- ・容積率 600%

緑枠内

準工業地域 (特別工業地区)

- ・建蔽率 60%
- ・容積率 300%



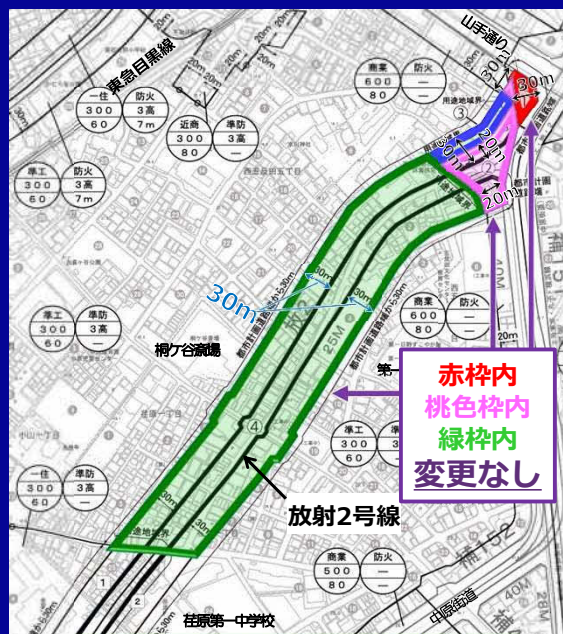
24

3. 変更の内容

①高度地区

②防火・準防火地域

③用途地域・特別工業地区



変更内容

青枠内

- ・ 準工業地域 (特別工業地区) ⇒ **商業地域**
- ・ 建蔽率 60% ⇒ **80%**
- ・ 容積率 300% ⇒ **600%**

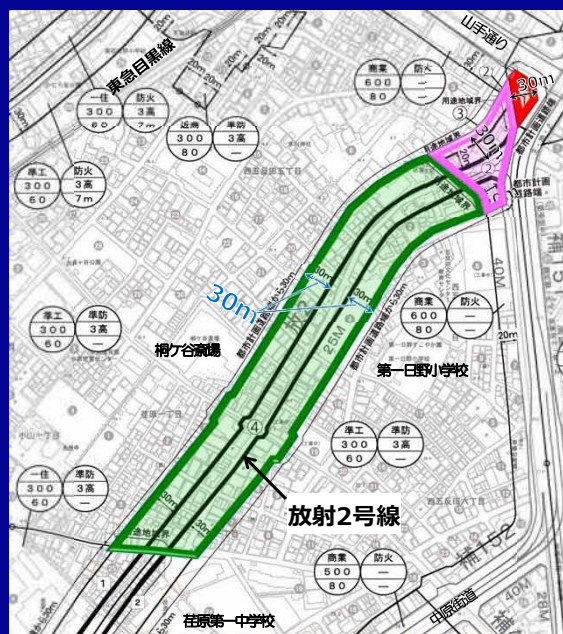
25

3. 変更の内容

①高度地区

②防火・準防火地域

③用途地域・特別工業地区



変更後

赤枠内

商業地域

- ・ 建蔽率 80%
- ・ 容積率 700%

桃色枠内

商業地域

- ・ 建蔽率 80%
- ・ 容積率 600%

緑枠内

準工業地域 (特別工業地区)

- ・ 建蔽率 60%
- ・ 容積率 300%

26

4. 変更案に対する意見書の提出方法

意見書の募集期間

令和2年12月2日(水)～令和2年12月16日(水)

意見書の提出方法

1. 記載内容 ご意見のほか、住所、氏名、都市計画案の名称
2. 提出方法 持参または郵送等
3. 提出期限 令和2年12月16日(水) (郵送の場合必着)
4. 提出先

1) 用途地域の変更に関する意見

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 (Tel:03-5388-3225)

2) 特別工業地区、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更に関する意見

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36

品川区都市環境部都市計画課計画調整担当 (Tel:03-5742-6760、

Fax:03-5742-6889、E-mail:toshikei@city.shinagawa.tokyo.jp)

27

5. 今後の予定

都市計画案の縦覧・意見書受付
(令和2年12月2日～12月16日)



品川区都市計画審議会
(令和3年1月8日)



東京都都市計画審議会
(令和3年2月上旬)



都市計画変更の決定・告示
(令和3年3月上旬)

28

問合せ先

- 「都市計画変更案」に関すること

都市計画課 計画調整担当

TEL 03-5742-6760

- 「建て替え等の支援制度」に関すること

木密整備推進課 不燃化促進担当

TEL 03-5742-6947

- 「建て替え等のご相談」に関すること

建築課 審査担当

TEL 03-5742-6769